



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
9月27日
第346号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則(財政課) 1
- ※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(DX推進課) 1
- ※滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則(建築課) 2
- ※滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課) 2

○ 告 示

- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者および登録特定行為事業者の名称および代表者名変更の届出(医療福祉推進課) 3
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者および登録特定行為事業者の主たる事務所の所在地変更の届出(医療福祉推進課) 4
- えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課) 4
- 道路区域の変更(道路保全課) 5

○ 県 税 事 務 所 公 告

- 軽油引取税免税証無効公告(東北部) 6

規 則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第48号

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則(昭和36年滋賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「等級4に」を「等級4から等級7までの等級に」に、「が等級4または等級5」を「が等級4から等級6までの等級」に、「、等級4または等級5」を「から等級6までの等級」に改める。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第49号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成30年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「審査または」を「審査、」に改め、「応答」の右に「または当該経費の支給」を加える。

付 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第50号

滋賀県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築基準法等施行細則(平成6年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第25条中第32号を第33号とし、第31号の次に次の1号を加える。

- (32) 建築基準法第六十条第二項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件(令和4年国土交通省告示第741号)第2号の規定による基準の指定

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第51号

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年滋賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第44条第2項」を「第44条第3項」に改め、同条第3項ただし書中「に添えて」を「または長期優良住宅維持保全計画(以下「長期優良住宅建築等計画等」という。)に添えて」に、「省令第2条第1項の表2」を「省令第2条第1項の表3に、法第5条第6項または第7項の規定による認定の申請をする場合にあっては省令第2条第1項の表2および表3」に改める。

第5条の2中「第5項」を「第7項」に改める。

第9条中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第11条の見出しを「(長期優良住宅建築等計画等認定証明書の交付)」に改め、同条中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画認定証明書交付請求書」を「長期優良住宅建築等計画等認定証明書交付請求書」に改める。

別記様式第2号の2中「長期優良住宅建築等計画」を「(長期優良住宅建築等計画・長期優良住宅維持保全計画)」に、「第5項」を「第7項」に改める。

「4 工事種別

別記様式第3号中「認定しない旨の通知書(新築/増築・改築)」を「認定しない旨の通知書」に、5 理由

「4 申請種別

(新築/増築・改築/既存)に改め、同様式注を同様式注2とし、同様式に注1として次のように加える。

5 理由

注1 この様式において、「既存」とは、上記の申請が、法第5条第6項または第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

別記様式第4号中「認定長期優良住宅の建築または維持保全の状況に関する報告書(新築/増築・改築)」を「認定長期優良住宅の建

築または維持保全の状況に関する報告書」に、

「6 工 事 種 別 []」を

「6 認 定 種 別 [新築/増築・改築/既存]」に

改め、同様式中注2を注4とし、注1の次に次のように加える。

2 この様式において、「既存」とは、上記の認定建築物(認定長期優良住宅)が、法第5条第6項または第7

項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

3 「6 認定種別」が「既存」である場合は、「7 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事の監理をしている建築士等」および「8 工事施工者の住所および氏名」の欄は記入不要です。

別記様式第6号中 「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築または維持保全を取りやめる旨の申出書 (新築/増築・改築)」

を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築または維持保全を取りやめる旨の申出書」に、「基づき、」を「基づき、」に、「を取りやめたい」を「・認定長期優良住宅維持保全計画に基づく維持保全)を取りやめたい」に、

6 工 事 種 別		を
-----------	--	---

6 認 定 種 別	新築/増築・改築/既存	に
-----------	-------------	---

改め、同様式中注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 この様式において、「既存」とは、上記の認定建築物(認定長期優良住宅)が、法第5条第6項または第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

別記様式第7号中 「認定取消し通知書 (新築/増築・改築)」を「認定取消し通知書」に、「の認定長期優良住宅建築等計画」を「の

「4 工事種別 (認定長期優良住宅建築等計画・認定長期優良住宅維持保全計画)」に、5 理由

「4 認定種別 (新築/増築・改築/既存) に改め、同様式中注2を注3とし、同様式注1中「長期優良住宅の普及の促進に

5 理由 関する法律」を「法」に改め、同様式中注1を注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 この様式において、「既存」とは、上記の認定計画が、法第5条第6項または第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

別記様式第8号(第1面)中「長期優良住宅建築等計画認定証明書交付請求書」を「長期優良住宅建築等計画等認定証明書交付請求書」に、「長期優良住宅建築等計画認定証明書の」を「長期優良住宅建築等計画等認定証明書の」に、

証明の種類および件数	長期優良住宅建築等計画認定(計画変更認定)	件
	手数料 1件につき 円× 件=	円

証明の種類および件数	長期優良住宅建築等計画認定または長期優良住宅維持保全計画認定(計画変更認定)	件
	手数料 1件につき 円× 件=	円

改め、同様式(第2面)注3中「証明の種類および件数」欄および」を削る。

付 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第371号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づく登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者およ

び同法附則第27条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者として登録した者のうち、次の者から名称および代表者名変更の届出があった。

令和4年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

旧名称および代表者名	新名称および代表者名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	喀痰吸引等業務の種類	特定行為業務の種類	変更年月日
株式会社JAゆうハート 代表取締役 山田嘉一郎	株式会社JAゆうハート 代表取締役 池村正	甲賀市水口町牛飼620-3	株式会社JAゆうハート水口ヘルパーステーション	—	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	令和4.4.1

滋賀県告示第372号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づく登録喀痰吸引等事業者および同法附則第27条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者として登録した者のうち、次の者から主たる事務所の所在地変更の届出があった。

令和4年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の旧所在地	主たる事務所の新所在地	喀痰吸引等業務の種類	特定行為業務の種類	変更年月日
株式会社JAゆうハート水口ヘルパーステーション	甲賀市水口町新城520番地	株式会社JAゆうハート 代表取締役 池村正	甲賀市水口町新城520番地	甲賀市水口町牛飼620-3	—	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	令和4.4.1

滋賀県告示第373号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第1号に規定するえびたつべ漁業、同項第8号に規定するよし巻漁業、同項第9号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業、同項第11号に規定する延縄漁業および同項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業(動力漁船を使用するもの)	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業(動力漁船を使用しないもの)	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

滋賀県告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年9月27日から令和4年10月11日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
		長浜市森町字一本木351番1地先から 長浜市森町字六反田355番10地先まで	変更後	最小19.0m 最大54.8m	68.0m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更
		長浜市森町字一本木351番1地		最小		

県道	木之本長浜線	先から 長浜市森町字六反田355番10地 先まで	変更前	6.7m) 最大 51.0m	68.0m	
		長浜市森町字六反田363番3地 先から 長浜市森町字雲垣423番地先 まで	変更後	最小 16.2m) 最大 17.6m	89.2m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更
		長浜市森町字六反田363番3地 先から 長浜市森町字雲垣423番地先 まで	変更前	最小 7.0m) 最大 16.2m	89.2m	
		長浜市森町字十三440番6地先 から 長浜市相撲町字十四1846番地 先まで	変更後	最小 16.5m) 最大 18.3m	33.4m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更
		長浜市森町字十三440番6地先 から 長浜市相撲町字十四1846番地 先まで	変更前	最小 11.8m) 最大 18.3m	33.4m	

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年9月27日

滋賀県東北部県税事務所長 山 根 幹 人

免税証 の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者 の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
100 リットル券	農業	60749460	1	令和4.4.1) 令和5.3.31	彦根市田附町700 株式会社木村商店	令和4.8.19